

令和7年度第3回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会 会議要録

日 時：令和8年3月18日（水） 午後6時30分から8時15分まで
場 所：武蔵野市役所西棟 411会議室
出席委員：6人

会議内容の要点

次のとおり（ただし、議事の概要を記載した要点筆記とする。）

1 議事

(1) 令和7年度第2回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会会議要録（案）について

〔事務局が作成した原案のとおり確定することとした。〕

(2) 令和7年度の開示等状況について（令和7年10月～令和8年1月分）

〔事務局より、令和7年10月から令和8年1月までの行政文書の開示等の状況について、資料に基づき、請求件数、請求に対する決定区分ごとの決定件数及び開示決定期限の延長を行った開示請求について説明を行った。その後、次のとおり質問があった。〕

【会 長】 開示対象行政文書が大量となる案件、例えば185番のように、事業者ではなく市民からの開示請求において、コピー代等の実費負担が一定程度あるものについても実際に交付されているのでしょうか。

【事 務 局】 本件については、開示決定した後に開示請求者に確認したところ、その全てを交付するとなると負担額が大きいため、可能な限りデータ形式で交付をしてもらえないかと問合せのあった件であるため、実際に全てを交付しているわけではありません。

【会 長】 承知しました。開示に係る費用負担が大きくなることにより、開示請求を阻害することは制度の本来的な趣旨から望ましくないという観点から質問しました。

〔その後、事務局より、令和7年10月から令和8年1月までの保有個人情報及び特定死者情報の開示等の状況について、同様に説明を行った。〕

〔その後、事務局より、審査請求の状況について、資料に基づき、事案の概要、処理経過等について説明を行った。〕

(3) C I Mコラムについて

〔事務局より、令和7年11月以降のC I Mコラムの掲載状況について、資料に基づき報告を行った。その後、C I Mコラム掲載テーマ案について、資料に基づき説明を行い、その後次のとおり質問があった。〕

【会 長】 事務局からは報告のほか、「住まいの総合支援窓口事業」に関するこのテーマ案を提案いただきました。

各委員のご意見をうかがう前に、事前に委員から執筆者の資格について質問がありましたので、事務局は回答をお願いします。

【事 務 局】 執筆者については、市民ライターという位置付けとなり、武蔵野市民であること以外は、選定に際して特段の資格要件はありません。

【委 員】 よくわかりました。

【会 長】 事務局から提案のありました住まいの総合支援窓口事業について、私はよいテーマかと思いましたが、他の委員からご意見はありますか。

それでは、住まいの総合支援窓口事業については、今後の掲載順等も含めて、掲載の方向で事務局は関係各課と調整をお願いします。

委員の皆様から、ほかに何かよいテーマなどありませんか。

【委 員】 友好都市について取り上げたものが最近ないので、友好都市をテーマとして取り上げてはいかがでしょうか。

また、この4月から道路交通法が改正され、自転車の交通違反に反則金が導入されるので、これをテーマとして取り上げてよいと思います。

【会 長】 委員から、2つ提案がありました。まず、自転車の交通違反の罰則については、武蔵野市というよりは東京都が所管する業務かと思われますので、少し難しいように感じます。もう1つの友好都市については、非常に面白いように思いますが、いかがでしょうか。

【事 務 局】 1つ目の友好都市については、本市には国内・国外ともに複数の友好都市がありますので、広く友好都市という形で取り上げる形もよいと思いますし、国内や国外に絞る、あるいは特定の友好都市を取り上げる等、色々な切り口が考えられるよいテーマだと思います。掲載にあたっての支障はないと思いますので、テーマ案としてお認めいただけるのであれば、所管課と調整をしたいと思います。

2つ目の道路交通法の改正については、自転車についても交通違反の際にいわゆる青切符が切られる形となり、市民生活に影響する内容ではないかと思います。実際の取締の話になると警察ということになりますが、市でも交通対策課（令和8年4月から地域交通課）に自転車対策の部署があり、自転車の交通マナーや違反内容の周知ということでは関連しますので、令和8年4月1日号の市報の1面で、改正道路交通法の自転車の交通違反に青切符が導入されることについて広報する予定となっています。それを踏まえて、実際に青切符制度が導入されてからどのように変わったかといったところについて、地域交通課としての所感を取材するような形もあろうかとは思いますが、まず周知ということでしたら、4月1日号の1面で実施する予定となっています。

【委 員】 昨日、交通安全協会主催の交通安全講習会で、武蔵野警察署の方から自転車に関わる交通事故の割合が武蔵野市は高いという話がありました。また、青切符を切るか切らないかの判断もなかなか難しいようなので、少し時間を置いてから掲載について検討したほうがいいのではないのでしょうか。

【会 長】 委員から提案のあった2つのテーマのうち、まずは友好都市について優先的に掲載候補として考える方向がよろしいかと思います。

もう一つの道路交通法の改正については、委員からもご意見がありましたが、まずは令和8年4月1日号市報の1面で大々的に周知することなので、その後の実際の運用において市民生活というレベルでどう影響があるか、啓発的な意味合いが強く実際には厳しい取締は行われないのではないか等、様々な想定ができますので、その際にあらためてご提案いただき、再度検討してもよいと思いますが、いかがでしょうか。

【委 員】 それで結構です。

【会 長】 それでは、そのように取り扱っていただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。

では、私からも1つあります。最近問題になっているモバイルバッテリーのごみ処理についてテーマとして挙げたいと思います。最近、他の自治体において、モバイルバッテリーがごみ焼却場の火災を引き起こした事件が何件かありました。このような問題について、ごみ総合対策課に取材するというのもよいのではないかと思います。

【事 務 局】 実際、本市のクリーンセンターにおいても、リチウムイオン電池が原因と推測される火災が発生したという事案がありました。ごみの処理の中でも非常に課題となっており、市民への周知が重要であることから、C I Mコラムという形ではありませんが市報等で注意喚起を行っています。また、ごみ総合対策課において、啓発動画等を作成・展開しています。なお、令和7年6月1日号のC I Mコラムで、主にごみの分別について掲載した際に、リチウムイオン電池の分別についても触れています。

【会 長】 かなり広報されているようですので、あらためてC I Mコラムでの掲載までは必要ないかと思いました。

それでは、住まいの総合支援窓口事業及び友好都市について、審議会として掲載の方向で決定したいと思います。なお、掲載の時期等もあるかと思うしますので、そのあたりも含めて検討いただき、掲載の方向で所管課等と調整をしていただければと思います。

(4) 旧個人情報保護審議会諮問事項の報告について

〔事務局より、令和4年度まで旧個人情報保護審議会の諮問事項であって、現情報公開・個人情報保護審議会に報告することとなっている事項に関する具体的な報告案件3件について報告を行った。その後、次のとおり質問があった。〕

【会 長】 ただいま報告のあった3件の内容について、意見や質問はありますか。

【委 員】 資料10-3の「むさしの食と暮らし応援事業におけるギフトカードの発送事務」において、マイナンバーカードを活用する案は検討されなかったのでしょうか。

【事 務 局】 旧保護審諮問事項として支障があるかどうかについての確認を行っており、事業

のスキームそのものについてまでは確認していないため、マイナンバーカードの活用を検討したかどうかについては把握できていません。

【委員】 承知しました。

(5) 個人情報保護委員会への漏えい等の報告について

[事務局より、個人情報の保護に関する法律第68条の規定により、個人情報保護委員会への報告が義務付けられている要配慮個人情報が漏えいした事案について、当該事案の概要、発生原因、発覚後の本人への対応、個人情報保護委員会への報告等について説明を行った。]

(6) その他

[事務局より、今回の審議会が令和7年度最後の開催であり、次回開催時期が令和8年6月頃から7月頃までの間の予定であることを連絡し、別途日程調整することを確認した。]

以上